

衆議院法務委員会議録第一号

(一九)

本国会召集日(平成二年十二月十日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 小澤 潔君	理事 大塚 雄司君	山花 貞夫君	北側 一雄君
理事 逢沢 一郎君	理事 熊谷 弘君	木島日出夫君	平田 米男君
理事 太田 誠一君	理事 小澤 克介君	徳田 虎雄君	星野 行男君
理事 自見庄三郎君	理事 嶽君	江崎 真澄君	二田 孝治君
理事 小森 龍邦君	理事 中村 勝君	佐藤 隆君	中村正三郎君
石井 一君	江崎 真澄君	渡辺美智雄君	高沢 宏美君
大原 一三君	加藤 純一君	宇都宮真由美君	寅男君
久間 章生君	佐藤 隆君	鈴木喜久子君	寅男君
古屋 圭司君	築瀬 進君	山花 貞夫君	冬柴 鐵三君
渡瀬 憲明君	渡辺美智雄君	鈴木喜久子君	行雄君
伊藤 茂君	宇都宮真由美君	佐藤 隆君	岡崎 宏美君
清水 勇君	佐藤 隆君	江崎 真澄君	行雄君
高沢 寅男君	築瀬 進君	木島日出夫君	寛成君
平田 米男君	渡辺美智雄君	大内 啓伍君	北側 一雄君
木島日出夫君	宇都宮真由美君	同日	辞任
德田 虎雄君	佐藤 隆君	中村正三郎君	平田 米男君
渡瀬 憲明君	築瀬 進君	二田 孝治君	星野 行男君
宇都宮真由美君	渡辺美智雄君	星野 行男君	二田 孝治君
小澤 喜久子君	宇都宮真由美君	高沢 宏美君	寅男君
冬柴 鐵三君	佐藤 隆君	寅男君	寅男君
大内 啓伍君	築瀬 進君	冬柴 鐵三君	冬柴 鐵三君

平成二年十二月十八日(火曜日)

午前九時四十一分開議

出席委員

委員長 小澤 潔君	理事 大塚 雄司君	山花 貞夫君	北側 一雄君
理事 逢沢 一郎君	理事 熊谷 弘君	木島日出夫君	平田 米男君
理事 太田 誠一君	理事 小澤 克介君	徳田 虎雄君	星野 行男君
理事 自見庄三郎君	理事 中村 勝君	江崎 真澄君	二田 孝治君
理事 小森 龍邦君	江崎 真澄君	佐藤 隆君	中村正三郎君
石井 一君	加藤 純一君	渡辺美智雄君	高沢 宏美君
大原 一三君	佐藤 隆君	宇都宮真由美君	寅男君
久間 章生君	築瀬 進君	鈴木喜久子君	寅男君
古屋 圭司君	渡辺美智雄君	山花 貞夫君	冬柴 鐵三君
渡瀬 憲明君	宇都宮真由美君	鈴木喜久子君	行雄君
宇都宮真由美君	佐藤 隆君	佐藤 隆君	岡崎 宏美君
小澤 喜久子君	築瀬 進君	江崎 真澄君	行雄君
冬柴 鐵三君	渡辺美智雄君	木島日出夫君	寛成君
大内 啓伍君	宇都宮真由美君	大内 啓伍君	北側 一雄君

出席委員の異動

十二月十日

出席委員外の出席者

十二月十日

出席委員外の

○小澤委員長 この際、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。梶山法務大臣。

○梶山国務大臣 ごあいさつの機会を逸しておしましたけれども、過般、法務大臣を拝命いたしました梶山静六でございます。

歴史的な変革を遂げる國際情勢のもと極めて困難な問題が山積しておりますこの時期に当たり、その職責の重大さを痛感いたしております。

御病氣で退任され、先般突然御逝去された長谷川前大臣の御遺志を体して、私も、法務行政に課せられた使命である法秩序の維持と国民の権利の保全のために、法務行政の各分野にわたり、一層の充実を図り、時代の要請に応じた適切な施策を講じ、国民の期待する法務行政の遂行のために全力を尽くしてまいりたいと存じます。

なお、就任早々私の発言により各方面に多大の御迷惑をおかけしましたことに対し、この機会に深くお詫びを申し上げます。

私としては、今後は過般の発言についての深い反省の上に立って、マイノリティー問題の理解に対する正しい認識を日本国内に根づかせるよう啓発の努力をするなど、人権の尊重と人種差別をなくするよう、法務大臣として最大限の努力を払ってその責務を果たしてまいる所存であります。

委員長初め本委員会の皆様方の御指導、御鞭撻のほどを切にお願い申し上げます。(拍手)

○小澤委員長 お詫びいたします。

本日、最高裁判所金谷総務局長、泉人事局長、町田經理局長、鳥田刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○小澤委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を

一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聽取いたします。梶山法務大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○梶山国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律

と同様に、平成二年四月一日にさかのぼってこれを行ふことといたしております。

なお、今回特別職の職員の給与に関する法律の

修正案を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要を認め、今国会

に一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法

律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を提出いたしました。

そこで、裁判官及び検察官につきまし

ても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出

した次第であります。改正の内容は、次のとおりであります。

○小澤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他

の特別職の職員の俸給に準じて定められておりま

すところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりま

りますので、おおむねこれに準じて、これらの

報酬または俸給を増額することとしたしてお

ります。この差別的な発言問題について、人権の保

護に最も当たらなければならない法務大臣とい

う職につかれた方が、事もあろうにそこの發言が

非常に人種の差別といつものをそのまま引き出

る法律の一部を改正する法律案が、事もあろうにそ

のとおり決しました。

これはそれとして、私は、新法務大臣に今なつておられる梶山法務大臣に、御自身の人権感覚に

ついて伺いたいと思います。

ただいたときに、今梶山さんの席に座つておられ

た方でございます。御冥福をお祈りいたします。

それはそれとして、私は、新法務大臣に今なつておられる梶山法務大臣に、御自身の人権感覚に

ついて伺いたいと思います。

ただいたときには、今梶山さんの席に座つておられ

た方でございます。御冥福をお祈りいたします。

今後は、こういうことのないよう懸念な限り

次回の記者会見において全面的に取り消しをし、こ

れによって生じたそれぞれの不快な思い、被害を

受けた方々に深く謝罪をしたところであります。

過般の発言について、大変不適切というか、不

穏当というか、間違った点が多くなったことを深く反省をいたし、その発言の場であつた記者会見の

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。鈴木喜久子君。

○鈴木(喜)委員 初めに、冒頭ですけれども、故

長谷川前法務大臣の御冥福をお祈りいたします。

私が初めて代議士になつてここで質問させていま

す。

ただいたときに、今梶山さんの席に座つておられ

た方でございます。御冥福をお祈りいたします。

私は、新法務大臣に今なつておられる梶山法務

大臣の心のうちなのでございます。思えばあらわ

るというものが世の常識でございます。その心とい

うものが一体どこにあるのか、そのところを考

えていただきたいと思います。

先ほどの所信表明の中でも、御迷惑をおかけしたことについての謝罪なんですか。それとも、そういった差別的な気持ちをお持ちになつてている、そのことについて深く反省をされているのか、その点についてまずお聞きしたいと思うのです。そして、さつきの所信表明の中にも、マイノリティー問題について、こういう理解を得るための指導やら普及に励む、そして啓発に励む。啓発されなければならないのはもしかして御本人のお気持ちじゃないかといふふうに思ひますので、その点、お心の中を聞かせていただきたいと思います。

○梶山国務大臣 えとして自分の心中の中というものはなかなか透視をしては見づらいものでござります。率直に申しまして、私自身、心中を割いて、どんな形のものが、私は深く理解をするといふか表現することはできないと思っております。

ただ、私があの発言をなした背景あるいはその心中と言われますけれども、人種差別とか、いわばそういう問題について確信的な発言ではなくて、たび重なる苦情やあるいは陳情をちようだいをした、その新宿周辺を視察をしてその実態に触れて、そのいろいろな陳情の中身が、あの地帯に住むにたえなくなりつつあるという善良な住民の方々の心底を思つて実は視察をし、そしてその後、警視庁や入管局の手入れというか摘発があつたわけでございますが、そういう結果を踏まえて、私は、あの地域に住む善良な方々が住むにたえるような場所でありたい、そういう願いのもとから発言をしたのが真意でございます。

ですから、例えばその発言の例えは悪かったとして、そういうものが潜在的な意識にあつたのかと言われば確かにあつたかもしません。しかし、私自身の意識の中には少なくともそういう思いを込めていなかつたということだけは断言であります。今でもそういう気持ちでございます。しかし、その発言がやはり被害を受ける方、その方たちの心情を十分に理解できなかつた、その私に対するいら立ち、反省、そういうものが私をしてこ

の言葉を取り消しをさせ、そういうことによつて起きたもろもろの事象に関して私は深く謝罪をしました。

○鈴木(喜)委員 今の問題についても、やはり私におかしいと思うところがあるのですね。一体、善良な人というのは何を指して言つてゐるのですか。善良な人が迷惑をこうむる、色がついている人は何か善良ではないような今の御発言がある中で見たときに、ここで被害を受けている方たちは一体どうなのかということで、ここでもう既にもし意識されておらないとすればこれは大問題だと思いますけれども、その点はいかがでしようか。

○梶山国務大臣 あえて発言を控えておつたのでございますが、善良なという表現が果たして適切であるかどうか。あるいは不善良なところもあるかもしれません、一般市民生活を営んでいる方たちが、私は、それぞれの同情すべき、あるいは大変お困りの個人個人の状況はあつたとしても、そこにおられる、いわば売春をなさるであろう方々あるいは入管法違反の方々、こういう方々を一般の方々と比較をいたしましてどちらがいいか悪いかということになりますと、法律違反をしていふことを私は法務大臣として少なくともいいと言ふわけにまらない。そして、そういう方々がたくさんおることによって、そこで受ける被害感、そういうことをを持つことになりますと、法律違反をしていふことになりますと、これは残念ながら私は、今の状況では取り締まり行為を行ふことは妥当だということを考えております。

○鈴木(喜)委員 それで困りますよ。やはり

目的とする外国人女性がいることについては、それぞれの女性の本国における雇用状況、経済状況、あるいはこれらの女性の背後にあるであろうと思われるブローカーの存在等々が種々の要因でありますかというふうに考えております。しかし、要因がそれの個人にあるからといって、それではそういう行為が見逃されていいのかどうなのかといふことがありますと、これは残念ながら私は、今の状況では取り締まり行為を行ふことは妥当だといふふうに考えております。

○鈴木(喜)委員 今の場合にここで申し上げるのは、入管法が大臣のお言葉の中にも出てまいりましたけれども、入管法というものが改正され六月から実施された、そのことによってこの地域について売春を行う女性があつた、この状況をどうお考えになりますか。結局は入管法の改悪と

いうことがこうした人たちを街頭に立たせる原因になつたといふにはお考えになりませんか。

○股野政府委員 先般、九月二十日に入管当局は警察当局と合同で大久保地域における不法就労の外国人の人々の摘発を行つたという経緯がございましたが、この摘発を行つた結果を見ますと、その

形をとつておるということについて、私どもかね

てから改正入管法の施行に先駆けて、不法残留者

が非常にふえているということについての意識を

持つております。それに対する対応ぶりを考えてきた

わけでございます。しかしながら、改正入管法の施行とそれから新宿地域における不法残留者の増加ということについてどういう関連があるかといふ

ことについては、まだ確たるもの私どもは

思ひもいたさないのですか。この場合に、これ

がどうしてこの地域にふえたのかとということ

について何ら御配慮をなされないような発言であ

ると思いますが、いかがでしようか。

○梶山国務大臣 結果としてのことを申し上げたのでございますが、それぞれの個人的な状況あるいは社会的な状況が背景にあろうかと思うといふ

表現を使わしてもらつたわけであります。

○鈴木(喜)委員 今のお話を、法務大臣もそ

うでございますが、いかがでしようか。

○梶山国務大臣 結果としてのことを申し上げたのでございますが、それとの個人的な状況あるいは社会的な状況が背景にあろうかと思うといふ

表現を使わしてもらつたわけであります。

○鈴木(喜)委員 今のお話を、法務大臣もそ

うでございますが、いかがでしようか。

○

卷之二

すればできるのではないかと私は期待をいたしております。

むしろに座るような思いと言いましたけれども、私は心の中から二つは自分が二つ目付けてお

を果たしてまいりたい。冒頭に申し上げたとおり

これは主として大きな理由が、国情であるとか社会的な背景だとかいろいろなものがおありになること

す。そういうふうなことができるのであれば今こ
ういうような問題は出てこないと思うが、今のま

受けることによつて、いわば針のむしろというの

(鈴木一喜) 委員 この問題は、その信念を通されたら、非常に自覚のない方に信念を通されるとどういうひどい法務行政になるか――あうと思ひ

るしいということには、直接的に結びつけることは大変困難だという気がいたします。私は、やはりこの性道徳に反して社会の善良の風俗を乱すと、いう売春、売買春は決していいものではない、い

う少しほかの面から考えていいきたいと思います。

でいかなければならぬ。まず私自身の啓発を行ひ、私自身が反省を行い、その上に立つて法務を行へ

いたので、列が長くなるのが時間が少しになりましたので、私自身のこのことに関する質問は一応ここで終わらせていただいて、次の問題に移

売春防止法、確かに古いと言われるかも知れませんが、そういうことが法制定をされた根源ではないかという気がいたしますので、その法の適正な運用を図ることは当然のことであろうかという感

ことをおこしやつているのですけれども、そういう自覚のない、自覚症状のない病原というものは大変重大なものがあるわけでございまして、去年で

○鈴木(喜)委員 そういうことですと、私たち、法務委員としてもやつていきます、たくさんの方々のところへ

て、それが建物として合築された。そういうふうな建築計画がなされているという問題があつたのです。この点について質問したのですね」とも、

うな認識を持つておられるかわかりませんけれども、三十数年前につくられたこの法律の中では、赤線地帯、またはそういうふうな、その置き屋といいますか、そういうところでの管理売春という

この点については、再度お聞きしますけれども、
御自分の発言の重て生じるのも、どうぞ

取り方があまりわからない。私たち一年生議員にも重い責任があるので同様でございます。法務大臣

○町田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

貪ったが男性を処罰するという法律ではあります。今の大臣のお話を聞きますと、売買春といふものについて、やはりこれは罰せられるべきであるとすれば男性も罰せられるべきものだと思いますが、その点はいかがでしようか。

うに考えております。そして、私自身の考え方、確かにうかつ発言とかうかり発言ということで

にないかと思いま
す。一度失ういづか意味で
の人権感覚を磨き直して、そして何を摘み取るべき
かどうかなどといふことを御自身の中で問ひ合

行政庁の所管と壁が一部接することになるという
経緯なり理由なりにつきましては、今御指摘の委
員会の席上詳しく述べていただきました。

いらないが、これは、売春婦の更生保護と国民の
ノライバシーを尊重するとの立場に立つて、売春
の勧誘のほか、周旋、困惑させて売春をさせる、
あるいは売春をさせる契約をし、売春の場所提供
をする等、いわゆる売春を助長する行為を処罰す
ることにより社会から売春を追放しようとする觀
点から制定されたものだというふうに理解をいた
しております。既存の罰則規定を厳正に適用する
ことによっていわゆる売買春の防止の目的は十分
達成できるのではないか、むしろ厳正な運用を

の予算委員会できつい指弾を受けました。そして私も、この自分の発言の持つ意味、それから針の

しようし、私の信念もござります。そういう意味で、私は自分の信念を通すことによってその責め

の壁にいたしまして、その間に一メートル程度の空間を設けることによりまして両者の分離を明確

にしたいと考えております。それと同時に、両方の建物の外壁の色などを変えるというようなことも検討いたしましたが、できる限り両者の分離が外部からも認識できるように、さらに技術的な面を含めて十分に検討していきたいと考えております。

それから第二点でございますけれども、一般に合同庁舎の場合は幾つかの入居官署があるわけですが、多くの場合は、その中の一番広い面積をとります行政官署の建物としてその合同庁舎が国有財産上登載され、他の入居官署はその行政官署の使用承認を受けて利用するというのが一般的でございますけれども、この裁判所が入ります建物につきましては、国有財産台帳上もはつきり裁判所の名義で登載しまして、裁判所が所管し、裁判所が管理するということにいたしたいと考えております。

それから第三点といたしまして、敷地の関係につきまして、外構あるいは植栽等を十分工夫いたしまして両者の分離を明確にいたしたいと考えているわけでございます。

この前も御説明申し上げたところでございますけれども、今回の東京家簡裁、家裁、簡裁の新庁舎計画で一部の壁面が行政庁の庁舎と接するようになりますのは、あの霞が関地区の特別な敷地条件によるものでございまして、私ども、一般論としては裁判所の庁舎は行政庁の庁舎と別個に建つ方が好ましいと考えておりますので、今後全国の庁舎の新官計画等を進めるに当たりまして、このような裁判所庁舎と行政庁の庁舎を壁面で接するというようなことを一般的に波及させるというようなことは考えていないということを申し添えさせていただきたいと存じます。

○鈴木(臺)委員 緊急というか、こういうふうな場合ですから仕方がないということで、裁判所の方もいろいろとお考へいたいことだと思います。司法の独立というのは、三権分立の中でも大きなものでございます。これについて深い御配慮をこれから先もいただきたいし、今回のこと

を例外中の例外という形で、これだけに限っていうふうに今のお答えを私は理解するわけですが、それでも、今後はこういうことのないように、しかし今はこういうことで、なお一層行政庁と裁判所の分離のための御努力を、外形上も今回の建物についてもいろいろ御工夫をいただきたいというふうに思います。

司法の独立というものについて一般的に裁判所はどのように考えておられるか、この際ですか、ここでお聞きしておきたいと思います。

○金谷最高裁判所長官代理者 私の方から申し上げさせていただきます。

司法の独立は、司法制度、裁判所制度の根幹をなすものでございまして、司法の独立を堅持することと、それからもう一つ、補正予算の中にこれを組まなければならなかつたという事情があるのでしょうか。

○鈴木(臺)委員 通常はこれはもう少し早目の時

に例え申上げます。

裁判官、検察官の方々の給与につきましては、御承知のとおり人事院勧告の取り扱いに準じて改定されることとなります。予算編成期に予算におきましては、給与改定のための費用を計上することはいたしましたことから、今年度当初と存じます。最高裁判所といたしましては、従来から司法行政面におきましてもこれを施策の基本としてまいりましたが、裁判所外の方々から必ずしも十分の理解を得られなかつた、そういう点があることにかんがみまして、今後とも裁判所外のに対する国民の信頼を確保することも重要であることは改めて申し上げるまでもないところと存じます。最高裁判所といたしましては、従来から司法行政面におきましてもこれを施策の基本としてまいりましたが、裁判所外の方々から必ずしも十分の理解を得られなかつた、そういう点があることにかんがみまして、今後とも裁判所外の意見にも留意しながら、司法の独立に対する国民の理解が一層得られるように努力してまいりました。かようによく理解しておるところでございます。

○鈴木(臺)委員 お聞きして大変安心いたしました。これからも司法の独立という点に心を配り、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたけれども、今提出されており

用につきましては六十一年度以降計上されておら

ない経緯がござりますけれども、この間におきま

しても、毎年人事院勧告の完全実施によりまして

給与改定がなされております。

○鈴木(臺)委員 補正予算でやる、当初予算がな

いからということでありますから、それは補正

でやることはもしかしたらやむを得ないところが

あるのかもしれません、通常ならこれは三月ご

ろの年度末に補正を組む。これが政府の財布が

空っぽであるという状況で現在やらなければなら

ないというのは、ほかに使っちゃうことが多かつたからじゃないかと思います。千三百億円ももう既に予備費から支出している、湾岸危機の問題について気前よくばつぱと出してしまった部分があるからじゃないかと私は思います。これから先補

は、人事院勧告制度の趣旨を踏まえつつ、国政全般との関連を各方面から検討した上で政府として

いろいろと考えていただきたいと思います。

時間がなくなりましたので、残念ながらこの点はこの辺にしておきます。終わります。

○小澤委員長 御苦労さまでした。

小森龍邦君。

○小森委員 私の方から、まず冒頭に今回の議案

に關しまして二、三點お伺いをしたいと思います。

それは、公務員の給与改定と連動しての今回の

裁判所、検察官等の給与改定の問題でござります

ので、これは極めて当然なことだと思っております。

したがいまして、この機会に、そのことは当

然といたしまして、さらに多少突つ込んだことを

お尋ねしてみたいと思いますが、過般、大分地裁

のことにつきましてマスコミ報道がなされました。これは検察官あるいは裁判官等の人的体制の

要求を、あのようないつの回りくどい画策とい

うか、政府の中枢部に忙しいということをわかつて

お尋ねしてみたいと思いますが、過般、大分地裁

のことにつきましてマスコミ報道がなされました。これは検察官あるいは裁判官等の人的体制の

五

それに対応いたしまして検察官の数というのもあるべき姿が出てくるのだろうと思ひますけれども、他方、御案内のとおり、最近いわゆる経済事件が起つておるわけでございまして、これを防ぐことが検察に対する国民の期待にこたえる。犯といったような分野におきましていろいろな事件が起つておるわけございまして、これを防ぐことが検察に対する国民の期待にこたえる。ゆえんであるといふような観点から考えますと、検察官の数がこれで十分かという問題になるんだろうと思います。

そこで、最近若干この検事官数が數的に見れば確かに一時期よりも減つておるということは事実でござりますけれども、冒頭に申しましたような犯罪の情勢及び国民の期待する分野に対応する勢力がいかにあるべきかといったようなことを総合勘案いたしまして対応を考えていなければならぬだろう、こう思つておるわけでございます。

そういう観点では、全体的には大都市地檢に勢力をシフトしていくといったような形で全体として配置していくのかなといったことを考えておるわけでございます。

○小森委員 実は、大分の問題に関係いたしました

て、新聞の報ざるところによりますと、近藤太朗検事正、地檢の検事正ですが、次のように言つておるようです。「選挙違反などの事件で被買収の相手が複数の場合、うち一人が犯行を否認すると、この分を分離せざるを得ず一度手間になる。裁判官の思い込みを少なくするためにも、細かく起訴した方がいい」、こういう言い方をしておりまして、これは一つは時間がかかるということでやや客観的な物言いをしておるように見えるわけですが、重視するのは、「裁判官の思い込み(過誤)を少なくするためにも、細かく起訴した方がいい」、起訴を分離することによって裁判官が公正な判断ができると言わんばかりのことを言つておる。そうなれば、裁判官というのは例えば連立二次方程式などはわからないといったような、そういう非常に単純なものだという説明を検察側がしておるということになりますが、そう言われて

おる裁判官というものをどう最高裁は考えておられるか、この点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○島田最高裁判所長官代理者 ただいま委員から御指摘がありまし近藤元検事正のおつしやつたことについて、私も十分よく把握しております。しかし、どのような趣旨で言われたかいま一步よくわかりませんが、裁判官としては、委員が御心配のようない込み、予断、偏見、そのようなものを持って裁判をすることは決してございません

で、むしろ裁判官のモラルとしては、予断、偏見を排除し、公正无私な態度で審理に臨むというこ

とをやつております。

ただ、今御指摘の起訴の仕方との関係で考えますと、仮に一通の起訴状で起訴でくるものを幾つかの訴因ごとに分けて起訴した、その場合でも、恐らく多くの場合には併合して、一括して審理することになります。ただし、場合によつてはそのように併合して審理があることがある被告人にとってはむしろ迷惑である、分離して別に審判してもらいたいという希望が出ることもございま

す。また、裁判官が考えましてその方がむしろよ

ろしいという場合には分離して裁判することにな

ります。その辺の併合、分離につきましては、先

ほどのように裁判官としてはまさに予断、偏見を排除し、公正無私な、公平中立な立場で裁判する

という立場から考えてやつておりますので、御心

配のような点は決してないことに存じます。

○小森委員 検察官と裁判官の間で先ほど私が申

し上げましたようなことが言われる、それが新聞に報道されるということは、これは一方では裁判官を少し軽く見た、國民から考へると、何だ、裁

判所というのはそんな浮ついたものかというよう

なことになりますので、検察側もよくそういうことについては発言を慎む、そしてまた裁判官の方もひとつ予断と偏見にとらわれずに公正な裁判をやるということに努めていただきたいと思つます。

そこで、もう一つだけそのことに関連して申し

上げたいと思うのであります。検察官のこの検事正、元と言われたからもう退職なさつたのだろうと思うが、この近藤太朗大分地檢の検事正のこういう発言からすると、当然予断と偏見にこだわらないで、憲法第七十六条第三項が言う「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、

この憲法及び法律にのみ拘束される。」こういう一番大きな柱というものがあるわけであります

が、「この憲法及び法律にのみ拘束される。」とい

うことはだれが読んでみてもわかることなんであります。これにつきましては、既に一九四八年と一

九五七年、最高裁の大法廷における判例がござります。それにつきましては、既に一九四八年と一

九五七年、最高裁の大法廷における判例がござります。その文章を読むと、「外からの圧迫などに誘惑をされないで、自己内心の良識と道徳觀に従う意味である。」こういうことが言われておりま

す。先ほどの法務大臣の発言、なかなか自分を問うことは難しいということ、法務大臣にしてあ

うことを言われるわけで、それは究極において宗教的次元にまで到達しての良心というのではなく難しいかもわからないが、そこはもう追求し

て追求して最後まで追求し終わることはないとい

う水準のものであらねばならないと思ひます。

そこで、最高裁の判例で言うところの「自己内心の良識」とは一体何か、ここをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○島田最高裁判所長官代理者 なかなか難しい御質問でございまして、私ども必ずしもこれが正解だといふうに自信があるわけではございません

が、「裁判官は、その良心に従ひ」というその内

心の良心、これは、やはり裁判官として持つべき

良心としては、いわゆる自己の利害、打算、そ

ういった私の思惑はすべて一切超越いたしまして、他からの圧力、そういうものを一切排除し、何

かの压力、そういうものを一切排除し、何

かの压力、そういうものを一切排除し、何

かの压力、そういうものを一切排除し、何

かの压力、そういうものを一切排除し、何

かの压力、そういうものを一切排除し、何

かの压力、そういうものを一切排除し、何

かの压力、そういうものを一切排除し、何

かの压力、そういうものを一切排除し、何

かの压力、

○小森委員 続きまして法務大臣に、先般來の法務大臣の

言が国際的にもあるいは國內においてもかなり議

論の俎上にのつておりますので、率直に法務大臣

内心の良心とか良識、道徳觀、良識とか道徳觀と

いうのは各人によつて相当のぶれがあると思いま

す。その場合に、單なる裁判官の自己内心の良心

というと、それぞれの価値觀というものが違うわ

けでありますから、著しく違つた結論、一つの客

観的事実についても違つた結論が出るのではない

か。そういう良識とか道徳觀を持たねばならぬのだ、

こういうふうに解するのですが、いかがでしよう

にお尋ねをしたいと思います。

私は、先ほど我が党の鈴木喜久子議員が質問をなさったことで、ある一つの前進があつたということは感じました。それは、常に人々の批判にさらして、そして、外圧という言葉を使われましたが、自己の内心を見詰めていく。言い方は、率直に言いまして法務大臣、あなたは下手ですかどうぞも、しかし、まあそこは非常に大事な人間的な態度である、こう受け取らせていただきました。そこで、あるいは耳に痛いかもしれないけれども、しばらく外圧をあえて受けて自己の潜在意識を問う、そのことの努力をする、こういう観点でひとつお聞き取りいただきたいと思います。

まず、あなたはこういう事実を御承知かどうかということでお尋ねをしますが、ノーマン・ミネタという米国議会における日系の議員でございますが、その人がこう言っているのです。「日本が人種差別という文化的な病を克服せぬ限り、国際社会は大国としての日本の台頭に警戒の目を向けるに違いない」、これは日系人であるだけに苦悩に満ちた発言であると思います。これは「天声人語」の十月十五日に引用して出でおつた言葉であります。これは御承知でしょうか。

○梶山国務大臣 残念ながら、私は自分の発言まではそういうことに關してほとんどもとんちやくと言つてもいいほど不勉強でありましたし、ここ二カ月間、まさにそういう意味では、あるいは書籍から、あるいはいろいろな講演から、あるいはそれぞれの人のお話から、そういうものを見たり聞いたりさしていただいている中にその話が出てきております。

○小森委員 國際的に非常に問題が大きく波及してきたということでは、これは十月八日のことだったと思ひますけれども、アメリカのトレントン市に東京都議会の一隊が都市問題の調査団として出向いていくことにしておつたけれども、これの受け入れ拒否、これは少し言葉がきついかもわからぬけれども、受け入れ拒否のような形になつたことがございます。そのときにこのトレントン

市の市長は、梶山発言は多くの黒人を含むトレントン市にとつては耐えられない、中曾根元首相の人種差別発言と同種のもの、こういうことを東京都の方へ書簡というか手紙のような形で、こういふ内容が含まれておつたわけであります。したがつて、海外における、先ほどの日系人も非常に心を痛めておりますが、自治体のようなどころもこれは相当重視しておる、こういうことがうかがえますが、これはもう御承知のとおりだと私は思いますけれども、それに対するお気持ちはどうでしょうか。

○梶山国務大臣　当時の私のまさに不用意といふか不勉強な発言が結果としてもろもろの影響を及ぼしたということに、私は大変な反省をする同時に、申しわけないといふ、一挙にその回復は多分困難であろうけれども、全力でそういうものの信頼回復に努めてまいらなければならぬ、さように考えております。

○小森委員 私なんかはこの国会の議席からの発言とあわせて、我が國の人権問題と極端に言うと少年時代からずっととかわり続けてきて、この種の問答というのをよくやつてきたわけです。

それで、今法務大臣が深く反省をしてやらねばならぬということは、冒頭申しましたが、私も肯定的に受けとめさせていただきわけであります

が、海部総理もそうでしたけれども、海部総理は私どもとすればまだまだ納得のいかない点があるわけです。その深く反省しなければならない中身が、恐らく梶山法務大臣及び梶山法務大臣の、あなたの党内におけるいろいろな力学的状況に気兼ねをなさつてそんな言葉を使われておるのではないかと思ひますが、梶山法務大臣の発言は不適切発言、こう言つてゐるのです。それから梶山法務大臣自体も、誤った不適切な発言をしてどうも済みません、こういうことを言つておるわけですね。

不適切という言葉は非常に範囲の広い言葉なんあります。だから、その中に含まれておるといえば含まれておりますけれども、やはりここで法

務大臣がその不適切とは人種差別の発言であつた、こういうことになると反省が次第に深いものに到達できると私は思うのであります。新聞などはもう見出しへは全部人種差別発言と書いているし、海部総理のアメリカでの発言とか日本のこの国会における発言とか見ると、不適切発言、こうなつておるわけですね。その点についてはどうでしようか。あなたは率直なところ、先ほど鈴木喜久子議員の質問に対してそれに少し近づいた答弁をなさつたように私はちよろちよろとメモをいたしましたが、その点をひとつ率直に語つてください。そして本当に反省の方向に向かって、とりわけ国の政治に大きい影響があるわけですから、そういう観点でお答えをいただきたいと思います。

いろいろなことを聞いて、次第に自分の持つておる知恵を通してではあるけれども人々の意見を吸収して正しい感覚に到達するということが大事でありますので、私は、今の法務大臣の答弁は率直に大きな前進だ、こういうふうに受けとめさせていただきます。

そこで、法務大臣、実は結果その発言の波及効果が考えてみたらやはり人種差別の発言であつた、こういうふうに言われておるわけでござりますが、もう一つ、これは外圧だと思って聞いてください。

結局、白とか黒とかというのは、あなたは比喩に使つたわけなんです。つまり比喩というのは、新宿かいわいで外国人女性が売春しておる、それには当然売春でありますから相手がいなければならぬことでありまして、大きな社会的問題からすればもう少し角度を広げて我が国政府には見度もあわなければならぬし、国民道德ももつと角度を変えて見ていただきなければならぬことがございますが、比喩的に使つたということは、指摘しようとしたことは不法就労者であり、外国人の女性の売春行為ではあるけれども、比喩ということはそれとおおよそイコールの価値観、それを当てなければ比喩にならないわけですね。だから、あなたがアメリカに送られた書簡の中でいろいろ言われていることとかあるいは記者会見をされたときのことを見て、これは比喩だからストレートにアフリカ系のアメリカ人を攻撃したものではないということを言いたいのであると私推察しながら読んだり聞いたりしたわけです。

しかし、比喩に使うということは、ほぼそれと同程度、つまり比喩で説明する対象物とほぼ同程度に、同じくらいのことではないと比喩に使えないわけですから、あいつはすばらをするが、だれやらという有名なすばらをする人間と同じようなものだよということで、だれだれは比喩に使われるわけですかね。だから、価値観としては同じ位置に置いておるという点において、客観的效果だけではなくて、あなたの意識の深さところ、白

黒という表現で黒が追い込んだという、いわば常識のようないわばあなたの物の考え方というものがなかった。ここはどうでしょうか。

○梶山国務大臣 委員の御経歴と、私もまた私のもの六十何年かを支えてきた人生体験がござります。私は、どちらかというと技術屋であります。学校も土木を出ました。それから、私のいろいろな人生上での勉強は、都市工学やそういうものを中心にやってまいった人間であります。それだけに、あるいはその言葉の持つ意味の認識度合いが違うかもしれません。そして私は、その比喩といふものが、私なりにあの当時、今言葉が足りなかつたというのは、あの当時に戻して私の気持ちを今率直に言いますと、確かに狭い観点で、あそこに立っている人たちの環境があるいは売買春があり不法残留者であり、そしてそのわきにいわば長い間市民生活を営んでいる方たちがいる。むしろ私は、その方たちの一方的な苦情を聞いて、片方の方々からは保護してほしいというようなことは、実は心の中には持たなければいけないかもしれませんけれども、そういうものにはむしろある意味でむとんちやくであった。そういう中から、私はそこに住んでいた人々が大変御苦労なつていいですからそういうものを適正にすることが大切だという、極めて短絡的な、都市工学的な観点から私は当時の認識度合いを持ったわけでございます。

そういうところからいいますと、私はやはり都市化の中では、例えば私の田舎でも、団地ができるとその周辺の農家の方々はやはりそこに大変トラブルが起きます。それと同様な問題がこれから国際化の社会からいろいろ出てくると私は思うのです。その一番際立つたものが、ある意味で法律違反をしてまで来る方々のところ、善良な方々は、私は、それでも善良な方々というが、そういう法律違反でなくとも長い間の生活環境なり心晴なりが違いますと、そこにはあつれきがあるはずです。そういう意味で、そういう方々が入ってくる、あるいは今まで住んでいた方が出でいか

なければならぬ、そういう状況の比喩を都市工学的な意味で私はあの当時は申し上げたつもりであります。

一般社会はとつてくれなかつた。また、一般社会の常識というのは、あれはまさに人種差別だ、そういうふうなとらえをして、初めて愕然として、私なりにその後の勉強が始まったというものが現実でございます。

今委員御指摘のように、比喩というのはなるほど同程度のもの、これが社会的な常識であろう。

残念ながら、私はそういう意味では、自分の歩んできた専門的な分野がそういうことにやや比重を置き過ぎた、そういう思いがいたしますので、六十の手習いというのは遅いかもしれませんのが、むしろ自分で自発的にはなかなかできないけれども、それぞれのいろいろな御忠告、御叱正をちょ

うだいすることによってそういうものを、自分の気持ちを啓発をしていきたい、また、そういうも

のに努力をしてまいりたいと考えております。

○小森委員 私のこれまでのいろいろな社会的取組みからしますと、本当は大臣、あなたにももう少し、もう大分到達しておると思うのですけれども、もう少し率直に、今私が申し上げたことをか

なりのところまで理解をしてもらつてそういう發言になつてきておるのですけれども、私から言うと、そうだ、比喩というのはそれを社会的に否定

しようとしておることとほぼ同程度のものをぶつけるものだということは大分わかつたが、しかし、わしは都市工学というかそういう方面へ力を入れてやつたということがありますね。しかし、そうだ、わしは同程度のこととあとの比喩を使ってやつたと

ころにわしの物の考え方の、つまり抽象的に言えば足りなかつたところがある、さらにもう少し具體的な表現をすれば、私の持つておる醜い差別性

であった、こうなれば、もう大臣、きょうあなた

のことは行かぬかもしらぬけれども、それは大事なことだ、小森が必死になつて言うておつたと

いうことを念頭に置いていただきたいと思いま

す。

これは、こういう場で宗教的な言葉を出して言

うのはどうかと思いませんけれども、私が今から出

す言葉は道元禪師の「正法眼藏」の中にある言葉です。私は余り信心ということもよくわからないけれども、また私の家は浄土真宗の門徒ですから

曹洞宗とは違いますが、曹洞宗の道元禪師が「正法眼藏」の冒頭で言つておられることは、仏道を

なると思いますよ。

だから結局、新聞は差別性、差別性と言つておる。海部総理とあなたは不適切と言う。論理学的に言うと外延の広い、一つの言葉を内包と外延というふうなとらえをして、初めて愕然として、私なりにその後の勉強が始まったというものが現実でございます。

私なりにその後の勉強が始まったというものが現実でございます。

今委員御指摘のように、比喩というのはなるほど同程度のもの、これが社会的な常識であろう。

残念ながら、私はそういう意味では、自分の歩んできた専門的な分野がそういうことにやや比重を置き過ぎた、そういう思いがいたしますので、六十の手習いというのは遅いかもしれませんのが、むしろ自分で自発的にはなかなかできないけれども、それぞれのいろいろな御忠告、御叱正をちょ

うだいすることによってそういうものを、自分の気持ちを啓発をしていきたい、また、そういうものに努力をしてまいりたいと考えております。

○小森委員 私のこれまでのいろいろな社会的取組みからしますと、本当は大臣、あなたにももう少し、もう大分到達しておると思うのですけれども、もう少し率直に、今私が申し上げたことをか

なり言つたことなんですか? それとも、盧泰愚韓国大統領があの国会で演説されたことで非常に哲学的大切なことがありますね。私はそれに基づいて一度質問

された、人種差別発言だ、こう私の心に思うにはまだ私の本当の意味での良心にひつかつてきて、まだそこまでは言い切れません。ただ、少なくとも表の状況はそういうことを要求している、

そういうふうな認識は私は十分に今持ち合わせがまだ私の本当の意味での良心にひつかつてきて、まだそこまでは言い切れません。ただ、少なくとも表の状況はそういうことを要求している、

修するということとは、これはつまり正しい世界觀に到達することはと置きかえてよいと思うので、我々が味わうときには、仏道を修することは、おのれを知ることなり、おのれを知るということなりと、これは法務大臣、半ばまで行つておるが、人種差別発言だと言つたなか、いや、これは大臣は本当に反省しようと、こういう見方をされるわけですから、くどいようですがれども、いま一度それをお答えいただきたいと思います。

○梶山国務大臣 これは委員にお言葉を返すようございますが、確かに私の当時の心境は、状況の比喩にその言葉を用いたことは大変間違っていますと、その認識はございます。しかし、今、幾ら委員から言われても、あれは完全な人種差別だつた、人種差別発言だ、こう私の心に思うにはまだ私の本当の意味での良心にひつかつてきて、まだそこまでは言い切れません。たゞ、少なくとも表の状況はそういうことを要求している、

そういうふうな認識は私は十分に今持ち合わせがまだ私の本当の意味での良心にひつかつてきて、まだそこまでは言い切れません。たゞ、少なくとも表の状況はそういうことを要求している、

八

方の時期であつたと思うのですが、日本人に人種に対する差別がないと言うことは、これは盧泰愚大統領が、どうか我が國の、我が韓国民七十万日本人に住んでおるのですけれどもよろしく頼みますと言つたこと一つとてみても、人種問題は厳然として存在しておる。少数といえどもアイヌ民族もいる。広い意味での人種差別。こういうことはちょっと事実誤認で恥ずかしいことではございませんか。

○櫻山国務大臣 私は今ここに、手元にその日にちを記したもののがございませんからいつだかちょっと失念をいたしておりますが、確かにニューヨーク・タイムズ社のインタビューに応じたことがございます。そのとき、人種差別主義、こう訳して言つてくれた人がいるのですが、人種差別主義が実在するかということだったので、私は、やはり私のその当時の主觀が中心で、私なりの歴史観なり背景観を言いますと、日本という国が、いいか悪いかは別として、他民族との交わりがそう多くない、長い歴史をこうひもといてみて。そういうところからこの異民族というか少数民族といふかそういうものの交流の少ない国ですから、おのずとそういうものに対する識別感だとから、そういうものは薄かつたこと、これは間違いがないのではないかなどという気がいたします。

私も、そのとき反省をして申し上げたのですが、むしろその中の一一番最初のものがこの私がもしらない。そういう無意識というか、そういう意味で私は人種差別観念はなかった。しかし、いろいろの話を調べてみると、人権局に対するいろいろな訴えや、そういう表面的なことであつてもそれは数多くあつたということが今私なりの勉強で明らかになつてきておりますから、やはり日本にもそれなりの歴史とそういう現実があるのだな、そういう感じを今率直に持つておられるわけあります。

確かに私は、その意味でようやく、そのころ、なるほどおれも考えてみればそういうものに対する感受性というか感性というか、そういうものが

大変欠如をしていたな、その当時はそういうふうな認識でインタビューに率直に応じたことを覚えております。今は確かに人種差別意識というか、これは本当に心の中にはないというところになります。しかし、なるだけなくそういう努力をお互いに払わなければならない、しかも私のような年代ではなくて若い方々にこれから本氣になってやつてもらわないと、国際化の時代に対応できないうにいらっしゃいます。

○小森委員 時間がもう余りございませんので……

それで、こういう法務大臣のインタビューの記事が、多少英語を日本語に訳すのに個人差があると思いますけれども、こんなものが出で、そしてそのころ法務省は約五十の我が国地方法務局に対して、マイノリティの取り組みを本気でやりなさい、こう出ると、大臣、これはもう国民の受け取る感じで、法務大臣と人権擁護局何をしておるのか、全然それは筋が通らぬじやないか、こういう印象を受けるわけですね。

したがつて私は、ちょっと僭越ですけれども、人権擁護局総務課長など私の部屋に来ていただきにせずに、もっと具体的に、しようことなしに大儀、大儀にせずに、もっと具体的に地方法務局へやりなさい。できればこれはもう一番ファインプレーだけれども、人権擁護局が、我が省の大臣が今回起こした事件をきっかけにこんなことになつてしまつたというような一行があつたら、国民が物すごく本気になるのですよ。そういう点は、局長、大臣、もう一つそこはよく考えておいていただきたい。

そこで、大臣、私の常識からすると、あなたは

随分反省の方向に近づきつあることはわかるけれども、それはやはりこれくらいの国際的な反響なり国内の議論を誘発したら、大臣は進退を考えるべきだ、こう私は思います。それは決してあなたたの政治生命をなくする問題じやないと思いま

す。そのところを、進退をみずから考えていく

ば国民はびりっとするし、また、国際的にも日本政府の態度のしつかりしたこと改めて感ずるものを持つてもらえるんじやないかというふうに思っていますので、これは一番最後にちょっと答えてください。先ほど鈴木さんには答えられけれども、この議論を踏まえて。

それで、客観的な効果というものについては大臣も認められておるわけですから、客観的効果といふことについて、大臣、想像のつかないことをちょっと申します。尼崎の中央公園で十一月二日

に見つかった落書きなんです。その落書きはこう書いてあるのですよ。これは法務大臣、心を痛め

てくださいよ。「法務大臣 勇氣有る發言有りが

とう 日本国にも 四ツ 四等国民が各部所に進

出し一等国民が押しやられるとの言」だから、あなたの言葉をそういうふうにとつていいのですよ。「眞し同感 米国の黑白と同じ」。まだいは

いあるのですよ。いっぱいあるけれども、時間の関係もあるから、そういうことも含めて最終的にもう一度あなたの進退をお伺いします。

それから、同時に、地域改善対策室長來ていた

だいておりますね。また後ほどあなたにはいろいろなことを申し上げますけれども、もう聞くにた

れないこと、同和対策予算で千島列島を貢うことになつた、國後、択捉、齒舞、色丹、ちょうど四

つだ、だから四つがそこへ移住したらしいといふ

よう落書きだつてそれ以後説明しているのですよ。だから、客観的な物事が波及していくといふことだけでも、大臣が一言言つたことがどれだけ大きいかということを考えていただきたいと思

うことです。だから、もつと真剣に考

はやめるべきが一番よい、やめないのなら櫻山さ

んという方がいらっしゃいます。私も二、三回お会いをしたことがございます。この人がこう言つています、法務大臣。即位の礼でも済んだら法相

はやめるべきが一番よい、やめないのなら櫻山さ

んがアメリカに来て謝るべきだ、差別と必死で

聞つてきた日系人の心境も相当複雑なはずだ、こ

う言つています。したがつて、ここで進退のこと

を個人でとやかく言うべきではないとおっしゃら

れましたが、しかしながら、内面ではひとつ深刻

に考えていただこうことを私の方から提言させて

ただきました、質問を終わります。

とではございませんのでお許しをいただきたいと

思つ。

○萩原説明員 総務庁は地域改善対策を担当して

おりますが、その行政に当たりましては、この問

題が憲法に保障された基本的人権にかかる重要な

対策が昭和四十四年の同

年十二月十八日

進退に関しては、個人として申し上げるべきこと

です。

○櫻山国務大臣 私自身の気持ちをある意味では深く傷つけながら、これから懸命な反省を重ねてまいりたい。

○冬柴委員 公明党の冬柴鐵三でござります。

まず最初に、法務大臣の御就任に對して、本来

ならお祝いの言葉なりあるいは激励の言葉を申し上げたいところでありますけれども、そうではな

い。

○小澤委員 長御苦勞さまでした。

冬柴鐵三君。

く苦言を呈することから始めなければならないことは、私にとつてもまことに残念あります。梶山法務大臣の人種差別発言というものは、基本的人権の擁護を所管する最高責任者の地位にあられるだけにまことに遺憾であり、またその及ぼす影響につきましても、今同僚議員がる指摘されたとおり深刻でございます。事、政治倫理綱領などを引くまでもなく、政治家はみずからの判断のもとにその責任の所在を明らかにしなければなりません。そのような意味で、法務大臣から本件について、現時点における御認識なり覺悟というものをお伺いいたしたいと思います。

○梶山法務大臣 前二委員の質問にもお答えいたしましたように、過般の私の発言は全く誤ったもので、そのことは私も率直にお詫びを申し上げなければならぬと思っております。そして、この件を深く反省し、内面からだけではなくて、いろいろな、もちろん外的な要因から自分を啓発しながらこの責めを果たしてまいり、そういう決意でおります。

○冬柴委員 早速法案の審議に入りたいと思うわけですが、今回の改正には、裁判官、検察官の期末・勤勉手当につきまして、一時金の役職別加算という新たな制度が裁判所規則あるいは政令によつて導入されることになつております。その立法理由といふのはどういうところにあつたのか御説明をいただきたい、このように思います。

○瀧崎政府委員 お答え申しあげます。

今回の一般の政府職員に対する給与の改善を目的としたしまして一般職の職員の給与等に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の改正法律案におきまして、期末手当・勤勉手当の算定基準額として、いわゆる御指摘の役職段階別の加算措置を講ずることとされてゐるところのございます。これは私たちの所管ではございませんけれども、特別職の水準ということだけではなくて、その配分面におきましても官民の給与の較差を是正する、その均衡を図るということを目的として導入するものであるというふうに承知しております。

○冬柴委員 これは人事院にお伺いすることだとお考えはどのようなものなのか、お伺いをしたいと思います。ちょっと短く答えてください。

す。そして、その職務の複雑困難性及び責任の度合いを基準といたしまして、支給の対象者及び支給の程度を定めることとされていることでござります。

一方、裁判官報酬法及び検察官俸給法においては、裁判官または検察官に支給する報酬または俸給以外の給与、この中には期末手当、勤勉手当を含むわけでございますが、これは一般職の職員または特別職の職員の例に準じまして最高裁判所の規則で最高裁判所で定めるということにされ、あるいはその例によることとされているところでございますので、そこで一般職の職員及び特別職の職員に関する加算措置というものと同様の加算措置が裁判官及び検察官についても講じらるべきである、こういう法律の関係になるわけでございまして、裁判官、検察官につきましても報酬または俸給の額がこれに対応する行政官の場合とほぼ同様の加算割合となるよう定めることができております。

その具体的な役職別の加算割合等は、御指摘のとおり最高裁判所の規則あるいは法務大臣の準則で定めることができております。具体的には裁判官、検察官につきましても報酬または俸給

を持ち込むという反対意見につきましては、特別公務部内に置かれるといふことでござりますのとおりでござります。この問題に重大な関心を持つておられます。泰愚大統領及び法務大臣も非常に高く評価して感謝をするという表明がなされたという、歓迎の意が表されたことの報道もありまして、かねて私は他の団体からは、今回の措置の導入について必ずしも賛成とは言えないけれども、個別的な具体的な事項について非常に建設的な御意見をいろいろ出されております。

私ども一部の職員団体から職場に差別と分裂を生むという反対意見につきましては、特別公務部内に置かれるといふことでござりますので、これを一律にやりますと役職にある中高年層の水準が民間に比しまして相対的に低い水準にとどまる、いわゆる一律にやりますと悪平等といふ問題が生ずるのでないだろうかというふうに考

えております。

今回の措置につきましては、民間賞与の役職段階別の配分傾向を公務の特別給に反映させようと

○冬柴委員 公明党としましては、労働基本権の制約の代償措置として公務員の給与改善について人事院勧告を受け行うという仕組みになつていてることにかんがみまして、つとに完全実施を求めてきたことでありますから、本案についての質疑はこれくらいにとどめさせていただきます。

次に、定住外国人ながんずく在日韓国・朝鮮人

の三世以降の方々、それからこれまでございました。この会議におきまして、法務大臣は指紋押捺制度にかかる代替手段を早期に開発することによって「一世・二世も三世と同様押捺します」と、約數十回にわたつていろいろな意見交換を行つております。

先生御指摘のように、一部の職員団体の中では、御指摘のようにより今回の措置の導入について反対に終始しているところもございました。しかしながら、他の団体からは、今回の措置の導入について必ずしも賛成とは言えないけれども、個別的な具体的な事項について非常に建設的な御意見をいろいろ出されております。

泰愚大統領及び法務大臣も非常に高く評価して感謝をして、これによって「一世・二世も三世と同様押捺

いたい」と思つておられます。この代替手段の開発に、いろいろな新聞報道にされれども、これは私も高く評価したいと思っております。

この代替手段の開発に、いろいろな新聞報道にされれども、これは私も高く評価したいと思っておりますと二年というところ、あるいは三年、このようないろいろな期間が必要とする報道があるわけであります。大変難しい質問だと思うのですが、法務省としては、これは今、なるべく早くと要とされるのか、現時点の認識をお尋ねをしたい。

できれば何年度ぐらいからは少なくとも実施いたしますとお考へになつておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○梶山法務大臣 三世以降の方々、それからこれまでございました。この会議におきまして、法務大臣は各市区町村を窓口にして行うということになりますが、その代替手段の開発をどのぐら

いをめどに、こう言われるのですますが、いざ

れにいたしましても具体的な技術的な問題やあることは行政的な問題がござります。ですから、これがいは行政的な問題がござります。ですから、これは各市区町村を窓口にして行うということになりますが、その代替手段の開発をどのぐら

いをめどに、こう言われるのですますが、いざ

れにいたしましても具体的な技術的な問題やあることは行政的な問題がござります。ですから、これ

はこれくらいにとどめさせていただきます。

次に、定住外国人ながんずく在日韓国・朝鮮人

の一世・二世の法的地位及び待遇に関する問題について、若干お尋ねをしておきたいと思います。

去る十一月二十六日ソウルで行われました定期閣僚会議への御出席、法務大臣、大変御苦勞さま

ば、四年、五年の歳月が必要であるうという感じがい

たします。

一性

しかし私は、今までの状況、歴史的な存在過程やその道義姿勢を念頭に置きながら、あとう限りとにかく縮めよう、気持ちでいえば「一日でも早く、やれるものならばあしたにでもやりたいけれども、そういう先ほど申し上げたようないろいろな技術的な開発やら行政的な手段をとらなければなりませんから、その組み合わせを今あとう限り早くということで詰めさせております。残念ながらまだ時期を明示することに至っておりません。しかしこれも縋りをかけました。貴党からも大変いろいろな貴重な意見をちょうだいしましたけれども、来週早々に総理が訪韓をされるまでには少なくとも方法とめどはおよそ確定をして総理が訪韓させたい、そういうことで今鋭意作業を進めている段階であります。

○冬柴委員 特段の御努力を期待いたします。

さて、その代替手段でありますと、いろいろなところで御発言がありまして、写真と署名あるいは外国人登録に戸籍的事項を加味する等多様な方法を検討したいというような趣旨の御発言を重ねていられます。そのようなことになるのかなと私も考えます。

ところで、外国人登録法によりますと、職業それから勤務場所、また事務所の名称及び所在地といふものを登録申告義務の中に入れていただけますし、またこれが変更された場合には変更登録義務が規定されています。これは、こういう例が適切かどうかは別としまして、例えば在日韓国人の方が建設作業に従事されるという場合に、一つの建物が建てば作業の場所はまた次の場所へ変わります。このように一年に何回か変わることが予想されるわけでありまして、そのような場合に一々勤務場所及び事務所、その名称、所在地を届け出なければならないということは非常に過重な義務を課しているのではないかと私は考えるわけであります。しかも、これに対して違反した場合、一年以下の懲役もしくは禁錮または二十万円以下の罰金という厳罰であります。

これをお我が國の、日本国民のこのようないの届け出義務の懈怠と対比したときに、これが非常に過重だということはわかると思うのです。例えれば戸籍法で、自分の子供が生まれました、その出生の事実の届け出を懈怠した場合にどのくらいになるのか。これは三万円以下の過料であります。そしてまた、住民登録法による転居届を懈怠した場合には五千円以下の過料であります。そして日本人にはもちろん職業や勤務場所の登録義務はなしわけでありまして、このようなことを二つ比較したときに、今回このような代替手段を考えられる上におきまして、この定住外国人、すなわち日本で生まれ日本で育ち日本語しか話せない、そして生涯この日本で骨を埋めるつもりの方々に対してここまでしなければならない必要性があるのか。そして戸籍事項を加味すれば、日本人同様に勤務場所まで記載しなければこの同一性が特定できないとは私は到底考えられないわけであります。かくて、このような改革の際に、定住外国人の方に過重と思われるような、そしてまた厳罰と思われるような制裁をもつて臨むこのような制度はぜひやめていただきたい。これは昭和六十二年九月一日に私は当委員会でも詳しく申し上げたところでありますからこの程度にとどめますが、大変難しい答弁かもわかりませんけれども、法務大臣の現時点における、私のこの意見に対するお考えをお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 大変貴重な御提言でございますけれども、確かに歴史的な存在過程あるいは道義的、倫理性、そういうものを考えればあとう限り簡便にという要求をされることは当然ですし、私たちもそれを念頭に置いて今回の交渉を行ったわけでございますので、今回の交渉で妥結した問題、これをまず着実に実行すること、そしてその中でただ一人を確認するための手段でもございますし、また一つ、指紋押捺にかかる代替手段、この方法と期間をどうするかということで今努力をしているわけであります、この外登法は御案内のとおり本

日本政府がその外国人の在管管理をする、そういう目的のためにあるわけでございますから、氏名国籍、居住地と同様にこの勤務先とか職業などうものは私は大切な事項であるというふうな理解はいたしております。外国人は日本人と法的地位に差異があり、法上統一外国人に日本人よりも多くの負担を求めることがある程度やむを得ないと、いうことでございますが、今後外国人登録制度のあり方について検討を進めていく際に、委員御指摘の登録事項の問題についてもぜひひとつ検討されるように指示をしてまいりたいと考えております。

○冬柴委員 次に、こういう定住外国人、私は日本人と外国人という二つに分けてしまうということに非常に異論があるわけです。その外国人の中にも、日本で生まれて一世、二世、三世という、身分関係もよくわかる、兄弟、係累もよくわかる、そういう人たちを外国人という画一的なカテゴリーに入れてしまって、そして通過外国人、いわゆる日本に何年かいてまた自分の母国に帰る、そして日本語をうまく話せなくて母国語を話すという人と、日本語しか話せない、友人も全部、学校も日本で卒業したという外国人を一緒のカテゴリーに入れてしまふところに無理がある。それでは私は、通過外国人と定住外国人といふ類別をして、定住外国人にはできるだけ日本人と同じ扱いをする、できるだけですよ、そういう観点で考えていただきたいと思うわけであります。

そういうところで、このよする登録制度ができたときには登録証の常時携帯義務、こういうものもせひ免除され得るるべきではないか。家に置いてあるということは必要でしょう。しかし、それを常に、判例でもありますけれども、ふろ場へ行くときまで持つていなければ非常に厳罰に処せられるというこの扱いは、定住外国人についてはぜひやめていただきたい、このように思うわけであります。

また、私の選挙区ではたくさん民団の方が住んでおられます、この人たちに話を聞いて、最も

悲しいことは、自分の息子や娘が十六歳に達したときに、役所へ行って、そして犯罪者でないのに指紋を押捺させられるという、そのことが最もつらい、そして親としてみじめな思いをすることがあるのだ、だから一日も早くこういう十六歳に達した子供たちに指紋押捺を強制することをやめてほしいということを、何人かの人から私は訴えられました。そして、先般の改正によって、今まで冊子になつてなかなか持ちにくかった登録証が、我々が今所持している運転免許証のようにラミネートカードに入りました。そして、これには写真が埋め込まれておりますので、これを張りかえることは不能であります。こういうふうに顔写真で確実に人の同一性というのは判断できると私は確信するわけでありますけれども、そうなりますと、これはなおそれに指紋を押させるということの合理的な必要性を私は見ることはできないわけであります。

何とか猶予する方法がないかと言われますけれども、これも実は大きい議論のテーマであつたわけあります。心的にはそういうものは理解できますけれども、指紋押捺は本人であるか否かのいわば確認の手段でございますから、この確認の手段を一挙に取り外してしまって確認ができない段階になつては困るわけございますから、これら指紋押捺にかかる手段方法を早く解決をすることとこれに対処してまいりたい、そういうことで、彼らもとにかくできるだけ早くひとつ開発をしてくれ、そういうことで今回の話を詰めたことを御了解願いたいし、残余については入管局長から説明をさせます。

○冬柴委員 持ち時間が終了しましたので、終わらせさせていただきます。

○小澤委員長 御苦労さまでした。
木島君。

○木島委員 法務大臣、あなたは長谷川前法務大臣の病氣辞任に伴つて人権擁護行政の最高責任者

前法務大臣に就任したわけであります。長谷川前法務大臣はその後不幸にもお亡くなりになりましたが、先ほどのあなたの就任あいさつの中で、

長谷川前法務大臣の意を受けて行政を推進したいとおっしゃられました。長谷川法務大臣が本年四

月十七日に当法務委員会において行いました所信

表明の中には、こうあります。「人権擁護行政に

つきましては、人権の擁護は民主政治の基本であ

り、国民のすべてが人権についての正しい認識を

持つ、お互いに他人の人権を尊重し合いながら幸

福を追求するという態度が必要であると考えま

す」また、「中でも、社会の国際化に伴う外国人

の人権問題、部落差別を始めとするもろもろの差

別事象の問題につきましては、法務省といたしま

であります。あなたが本年九月二十一日に発言を

した、先ほど来問題になつております人種差別發

言はこの長谷川前法相の所信にもどると私は考

ますが、法務大臣の所信を明らかにしていただき

たい。

○梶山国務大臣

お亡くなりになられた長谷川前

大臣の趣旨を体しながら、私は残任期間を懸命に

努力をしたいということを申し上げたわけでござ

いまして、この所感の中で人権擁護は極めて重要

な位置を占めていることは十分に私も認識をいた

しております。そういう形式的な認識と違つて、

私の発言、まさに間違つたものでございまして、

心からおわびをし取り消しをさせていただき、そ

の責めをこれから懸命に果たすことによつて長谷

川前法務大臣の遺志を継いで頑張つていきたい、

私はこのように考えております。

○木島委員 今責めを果たすとおっしゃられまし

たが、その責任のとり方について統いて質問をい

たします。

法務大臣は、先ほどの就任のごあいさつの中で、

今日我が国は国際的に困難なたくさんの問題があ

るとおっしゃられました。私は、法務大臣の今回

の発言は、あなたがさらに新たに国際的な困難な

問題を一つつけ加えたと考えているわけでありま

す。

そこで、国際的な問題の一つについてお伺い

いたしますが、本年の十月二十五日の朝日新聞の夕

刊に、アメリカの黒人議員連盟が米國下院の外交

委員会に出した譴責要求とした決議案、これが可

決されていました。しかしその後これで一件落着した

はずですが、外務省、どうですか。

○田中説明員 私はまだ私の言葉足らずでございま

したけれども、私が申し上げたかったのは、譴連

の訪米を取りやめたということについて先方が憤

激したというくだりにつきましては、私どもとし

てはそういうことは承知していないということです

ります。こんなことは朝日新聞に確認すればわかる

ことです。

○梶山国務大臣 前段のアメリカの議会における

決議案その他については、主権国家であるアメリ

カの議会の方々がなされていることでございま

す。

○木島委員 今外務省がお認めになつたよう

に、この記事があります。さよごとに外務省北

米局をお呼びしておりますが、この事実関係、ど

のように把握しておりますか。

○田中説明員 ただいま委員御指摘の十月二十五

日の朝日新聞の記事にありますところの問題でござりますが、これにつきましては私どもしかと承

知しておりません。そういうことは私どもとして

再提出する動きもあるということです。

○木島委員 この日本の外務省がお認めになつたように、アメリカの議会ではまだ事件が決着をしていない。法務大臣の辞任要求を盛り込んだ決議案が出されている。会期が終わつたのでそれがとまりましたけれども、再提出する動きもあるということです。

責任のとり方について先ほど法務大臣から所信が述べられました。しかし、本年の十月十九日の日経新聞の社説があります。責任のとり方の問題についての社説であります。それは、謝れば済む内輪の社会とは違う、国際社会ではみずから非認めたたらその責任をとるのが前提になつていい、これが国際社会の常識だということであります。陳謝は辞意と受け取られるだろう。私たち道の事実については、法務省としては事実確認しておりますか。

○篠田政府委員 新聞報道以上には確認しております。私が朝日新聞に問い合わせしたところ、アメリカの黒人議連が提出した法相の辞任要求は、外國の閣僚に対するのは難しいなどで案文を盛り込んだ決議案が外交委員会を通じた。ところが、辞任要求が外されたので日本から来ようとしていた新明使節団が訪米を取りやめたと聞き、改めて辞任要求を盛り込んだ決議案を提出した。この再提出案は、文書まで配られ、正規の手続をとつたものの、会期切れのため法令上は何もないこととなつた。しかし、来年の新会期では改めて提出するということである。そういう実を私は朝日新聞から確認をしておるわけではありません。改めて提出するということである。そういう手続をすべきだとおっしゃられておりました。法務大臣の責任のとり方、先ほどの所信は、異質な国日本、責任のとり方もまことに異質である、政治も異質である、そのことによっても輪をかけることになるのではないか。本当に今の政府が国際的な貢献をすべきだとおっしゃられておりました。

常々政府は、我が国は国際国家になった、国際的な貢献をすべきだとおっしゃられておりました。法務大臣の責任のとり方、先ほどの所信は、異質な国日本、責任のとり方もまことに異質である、政治も異質である、そのことによっても輪をかけることがあります。いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 前段のアメリカの議会における決議案その他のについては、主権国家であるアメリカの議会の方々がなされていることでございませんから、私が公的に今法務大臣としてコメントすべき問題ではございませんので、御猶予を願いたい。それから、私の責任のとり方は、公人として私なりの判断で取り決めをさせていただきます。そう申し上げたわけであります。

○木島委員 ですから、そういう責任のとり方そのものが国際社会としてふさわしくないのではないかという指摘が、国際社会から出しているだけではなくて、我が国の主要新聞の一つである日経新聞からも出しているというこの事態を重大な事態として受けとめていただきたい。先ほど来内心おりましたが、私はそれはこういうところでは触れません。しかし、政治家たる者、特に閣僚たる者、内心の自由いかんではなくて、対外的によそ

からどう見られているかと、いうことが政治過程の上で大きな意味を持つということは、法務大臣も認識しているかと思います。発言があつてから三ヵ月間、いまだに法務大臣が法務大臣のいすに座っていること自体が、日本の政治のあり方について国際社会から異質なものと受け取られているのではないかと思うわけでありまして、それが日本が今後外交をやつしていくに当たって大きな摩擦を生ずる一つの火種となることを懸念をしているわけでありますので、改めて私は、法務大臣の発言、そして三ヵ月にもなるのにいまだに職にどまっているということ自体が許されないことであると考えを申し述べまして、次の質問に移らさせていただきます。

裁判官の報酬、検察官の俸給に関する質問であります。今回の改正案を見ますと、増額率が上級者、要するに判事以上であります、「これが四・九から五・一%アップしております。そして下級者、これは判事補以下であります。これは三・二%ないし三・九%。最下級の副検事と修習生は四・一から四・八%であります。」上に厚く下に薄いという状況になつておるわけであります。過去十年間の増額率を見ますとほとんど上に薄く下に厚いという状況であります。一九八五年と八年はわざかに上に厚く下に薄いわけであります。が、その差はわずか〇・一から〇・四%であります。今回一・七%も差があるという状況になつております。

それに加えて、当法務委員会で審議されている二法案には直接条文改正という形ではあらわれてきておりませんけれども、準用されるという一般職並びに特別職給与法で期末・勤勉手当の号俸によつて格差をつけた加算制度が導入された、こういう大問題があるわけです。当法務委員会にはかかりませんけれども、この手当を加算した報酬、俸給の年額の伸び率を見ますと、上に厚く下に薄いというのがさらにならになるわけです。最高裁判官以下判事までが年額一二%の伸び率、判事補一から四号俸までが一〇・六%の増、判事補の五

から八号俸までが八・九から八・一、判事補の一から十二までが五・三から五・一。上と下では倍以上の伸び率の差があるわけであります。今回の法案が人事院勧告の実施という側面がありますから我が党は賛成はいたしますけれども、今後この

ような上に厚く下に薄いという差別を助長する

べきであります。今回の法案が人事院勧告の実施という側面がありますから我が党は賛成はいたしましたけれども、今後この

のような上に厚く下に薄いという差別を助長する

と。なお、指紋押なつに代わる手段については、写真と署名又は外国人登録に戸籍的な事項を加味するなど多様な方法について幅広く検討していること。」こういうことが書かれておるわけであります。

また、韓国側からは、今日までの経緯に対し

の一つの誤解もしくは過剰な期待、そしてその過剰な期待を与えるような日本側からの発言もしくは報道、そういうものがあつたと思うのでありますけれども、「指紋押なつに代わる手段が開発さ

れるまでの間、「一世に対する指紋押なつ義務を猶

予する等の暫定的措置の要望があつたが」と

このことが大きく報道されることによって、ある

意味では、それは日本側から見れば過剰な期待と

言いたいところでありますけれども、それが広く

韓国民の間に広がつて、そして日本がいかにも不

熱心であるような、消極的であるような印象を与

えることによって、冒頭申し上げました最後の、

日韓関係の友好を促進しようと思つてせつかく

やつていることが逆の感情論を生み出して、そし

て今一つの大きな危機にある、残念ながらこう申

し上げざるを得ないと思います。

なすべきことをなすと同時に、そのプロセスに

おいての発言や言動等もまた誤解を招かないよう

に注意をし、そしてせつかくのこちらの努力が逆

効果を生むということがないようになります。

めて大切であると思つてあります。そういう意

味での高度な政治的配慮がなされなければなりま

せんので、大臣の御所見をお伺いしたいわけでござります。

○梶山國務大臣 長い間の日韓友好関係のために

御尽力を賜っておりますことに、まずもって敬意

を表する次第であります。

委員御指摘のとおり、今回の日韓定期閣僚会議、

私の頭の中には、幾つかの条件がありま

すが、今御指摘の中の歴史的な存在過程を経て今

日にある、そしてその道義性を念頭に置きながら

今回の問題解決に当たろうという実は基本的な姿

勢で今度の話し合いをいたしたわけであります。

御指摘のように、今ほんどのものが一応の決着を見たわけであります。

ただ、今お話をありました指紋押捺にかかる制度を早期に、しかもなるべく心理的な負担の少ない方法で開発しようということで、今懸命な努力を払っているさなかでございます。そして、なるべく早くという韓国の気持ちも私は相當に理解をいたしております。さりとて、本人確認の方法でございますから、強い猶予要請があつたわけでありますが、これは残念ながらできません。本人確認の手段を失えば我々は外国人管理ができない、あるいはこれから先その人たちの保護もされない、そういうことになつてはいけないから、あとう限り早くやることによってその責めを果たしたい、そういうことを申し上げたわけであります。

そしてまた、的確な対応をするためには、発言やあるいは報道ぶり、これに我々は大きく着意をしなければなりません。そういうものがお互いに過大期待あるいは過剰反応をそれぞれにもたらす

ということを私も常日ごろ考へ、注意をしている

わけであります。今後とも慎重な対応をして、少なくとも私は、今度の総理の訪韓までに具体的な方法と時期の明示ができる目安をつけて訪韓をしてもらいたい、そういうために今懸命な努力をしなければなりません。そういうために今懸命な努力を払っているさなかであります。今後とも御協力をお願いをいたします。

○中野委員 今私がお申し上げましたことにつ

いて、外務省としてどういう留意を払つておられ

ますか。

○今井説明員 お答えいたします。

在日韓国人の方々が日本に定住されるに至ります

した歴史的経緯、それからその定住性の強さ、そ

の要素にかんがみまして、できる限り安定

した法的地位あるいは待遇が与えられることに

よつて日本の法秩序のもとで安定した生活ができ

るということに対することが日本と韓国のあるい

は日本国民と韓国民の間の友好関係に大きく資す

るもの、そういう考え方立ちましてこの問題に

対処しておりますし、今後とも引き続き対処して

いきたいと思っております。

○中野委員 私の持ち時間、あと一分でございま

すから、不規則発言を慎んでいただきたいと思いま

すが、最後の質問をいたします。

常に韓国側から、また在日韓国人の皆さんから

言われますことは、私たちには言うならば自分たち

の意見ではなしに日本人にされたり韓国人にされたりしたのです、言うならば日本人と同じ扱いに

してくださいというのが彼らの主張のベースであ

ります。ならば、今考えられている方法もでき得

る限り日本人と同じ、外国人であります日本人

とできるだけ同じ方法に近づけるということの努

めあります。ならば、今考えられている方法もでき得

る限り日本人と同じ、外国人であります日本人

とできるだけ同じ方法に近づけるということの努

めあります。一言大臣の御所見をお聞きします。

○梶山國務大臣 委員御指摘のこと念頭に置き

ながら、今後の検討を進めてまいりたいと考えて

おります。

○中野委員 終わりります。

○小澤委員長 これにて両案に対する質疑は終局

いたしました。

○小澤委員長 これにて両案に対する質疑は終局

いたしました。

○中野委員 終わります。

○小澤委員長 これより討論に入るのであります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決

に入ります。

○中野委員 今私がお申し上げましたことにつ

いて、外務省としてどういう留意を払つておられ

ますか。

○中野委員 お答えいたしました。

○小澤委員長 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改

正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改

正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

別表(第二条関係)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正す

る法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正す

る法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法

律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百十一万五千円」を「百十七万円」

に、「九十一万二千円」を「九十五万八千円」に

改める。

第十六条を削る。

まず、裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法

律第七十五号)の一部を次のように改める。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小澤委員長 起立総員。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

判	区	分	報酬月額	
			最高裁判所長官	最高裁判所判事
事	四号	一	一、九八五、〇〇〇円	一、四四七、〇〇〇円
三号	二号	一	一、一五七、〇〇〇円	一、三八四、〇〇〇円
三号	三号	一	一、〇一五、〇〇〇円	一、一八二、〇〇〇円
八一七、〇〇〇円	九五八、〇〇〇円			

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成二年十二月二十六日印刷

平成二年十二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F